

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「お客様の課題解決と価値創造のためにグループシナジーを最大限に発揮し、創意と誠意をもって価値ある技術を基にした情報・商品・サービスを、よりスピーディーに提供できるNo.1企業を目指す」ことを経営理念とし、透明性の高い経営の実現と企業価値の継続的な向上により、株主、投資家をはじめ、取引先・従業員・社会から信頼される企業であり続けるために、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に沿ったコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、諸施策に取り組んでおります。

また、当社グループは、2006年6月に「企業行動憲章」(2014年4月改訂)を定め、企業行動において法令遵守はもとより、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動することにより、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
権田 浩一	429,605	14.90
権田 益美	144,500	5.01
権田 雄大	135,000	4.68
ゴールドマンサックス インターナショナル	128,919	4.47
高橋 祐実	84,000	2.91
副島 真由美	74,520	2.58
株式会社きらぼし銀行	74,000	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	73,600	2.55
ジェービー モルガン バンク ルクセンブルク エスエイ 1300002	61,200	2.12
SMC株式会社	60,000	2.08

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村山 憲二	公認会計士													
新井 茂明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村山 憲二		当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身ですが、2017年6月に退職しており、同氏と同監査法人の関係に起因する独立性への影響はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。	同氏は公認会計士としての企業会計に関する専門的見地及び豊富な経験を有しております。その知識と経験に基づいた助言や提言を受けるとにより、業務執行に対する一層の監督機能が強化されることと判断いたしました。また、同氏は主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別な利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

新井 茂明	当社と商取引のある株式会社アドバンテストに勤務しておりましたが、2018年9月に退職しており、同氏と同法人の関係に起因する独立性への影響はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。	同氏は半導体業界に関する豊富な知識と経験を有しております。その知識と経験に基づいた助言や提言を受けることにより、業務執行に対する一層の監督機能が強化されることと判断いたしました。 また、同氏は主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別な利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	10	0	3	2	0	5	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	1	2	0	3	社外取締役

補足説明 更新

コーポレートガバナンス委員会の役割(取締役の指名に関係するもの)

以下の事項について審議し、取締役会に対して助言・提言を行うことができる。

- (1) 取締役候補者の選任及び取締役の解任に関する株主総会議案
- (2) 代表取締役、取締役社長の選定・解職
- (3) 前2項を決議するために必要な基本方針、規則及び手続等
- (4) その他、取締役の選任に関してコーポレートガバナンス委員会が必要と認めた事項

コーポレートガバナンス委員会の「その他」に該当するメンバー5名は、常勤監査役1名、社外監査役2名、主要子会社社長1名、主要子会社専務1名であります。

報酬委員会の役割

以下の事項について審議し、取締役会に対して助言・提言を行うことができる。

- (1) 取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- (2) 取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容
- (3) 前2項を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
- (4) その他、取締役の報酬等に関して報酬委員会が必要と認めた事項

報酬委員会の「その他」に該当するメンバー3名は、常勤監査役1名、社外監査役2名であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室と内部監査計画の策定や内部監査室監査の立会の実施等において連携をとっております。また、監査法人と定期的な意見交換会を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浅野 謙一	弁護士													
小峰 光	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅野 謙一		適合項目なし。	同氏は弁護士としての企業法務に関する専門的見地及び豊富な経験から適切に監査をしております。 また、同氏は主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別な利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。
小峰 光		適合項目なし。	同氏は公認会計士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識により適切に監査をしております。 また、同氏は主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別な利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
また、役員持株会制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1億円以上の報酬を受けている役員がいないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、役位別の基本報酬と当期純利益等を指標とした業績に応じた加算報酬及び中長期の株主価値の増大に対するインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成しております。

取締役の個人別の報酬の決定に関する方針及び個人別の報酬につきましては、同業他社の水準や社外役員を中心とした報酬委員会より提言を受け、取締役の総意に基づいて決定しており、客観性・透明性・妥当性を確保していると認識しております。2020年度においては、2020年4月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の基本報酬について審議・決議されております。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、基本報酬のみの支給としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しましては経営企画室がサポートを行っております。また、社外監査役につきましては常勤監査役及び経営企画室がサポートを行っております。

社外取締役・社外監査役が、取締役会、コーポレートガバナンス委員会及び報酬委員会に出席するにあたり、経営企画室及びその他の当該部署は、事前に資料を配布し、要望に応じて説明を行うほか、更なる情報の提供を求められた場合は遅滞なく当該情報の提供を行っております。

また、社外監査役に対しましては、監査役会において常勤監査役より情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・取締役会

取締役会は5名(うち2名社外取締役)で構成され、議長は代表取締役会長が務めております。

月1回の定例取締役会のほか、随時の臨時取締役会が開催され、法令及び定款や規程に定められた事項について意思決定を行うとともに、各取締役による職務の執行状況等について報告が行われ、取締役の職務執行の状況を監督しております。

・監査役会

監査役会は監査役3名(うち2名社外監査役)で構成されております。

原則月1回の定例監査役会のほか、随時の監査役会が開催され、必要な事項について決議や報告が行われております。なお、監査役は取締役会及びグループ経営会議等重要な会議に出席し、意思決定のプロセスを監視するとともに、各営業所等への住査や重要な書類等の調査等で業務執行やコンプライアンス及びリスク管理状況等の監査をしております。

また、内部統制システムの状況を監視及び検証しております。

・コーポレートガバナンス委員会

コーポレートガバナンス委員会は、社外取締役2名、社外監査役2名、常勤監査役1名、社内取締役3名(代表取締役会長、代表取締役社長、取締役)、主要子会社社長及び主要子会社専務の10名で構成され、委員長は代表取締役会長が務めております。

原則月1回の定例会議において、グループの持続的成長、新たな価値創造、長期的な企業価値の最大化を図るため、コーポレートガバナンスに関する重要事項の他、取締役の人事指名等について協議を行い、必要に応じ取締役会に助言、提言を行っております。

・報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役2名、社外監査役2名、常勤監査役1名及び社内取締役1名(取締役)の6名で構成され、委員長は社外取締役が務めております。

必要に応じて随時開催する会議において、取締役会の諮問に基づき取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針等について、取締役会に対し、助言、提言を行っております。

・グループ経営会議

グループ経営会議は、社内取締役、主要子会社社長及び主要子会社専務で構成され、議長は代表取締役会長が務めております。

原則月1回の定例会議において、グループ経営戦略やその他経営課題に関する重要事項の協議や子会社を含む各社長からの業務の執行状況、執行役員会議内容等の報告及び確認等を行っております。

・執行役員会

執行役員会は執行役員5名で構成され、議長は代表取締役社長が務めております。原則月1回の定例会議において所管事項について決議を

行うほか、当社の経営戦略やその他経営課題に関する重要事項の協議、取締役会決議事項について協議を行っております。
また、グループ経営会議に対し、決議、協議事項についての報告を行っております。

・コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、当社の社内取締役、執行役員、常勤監査役、内部監査室長、主要子会社の社長、専務及び管理担当取締役で構成され、委員長は取締役が務めております。

原則月1回の定例会議において、グループの事業活動に係る潜在リスクの把握と予防策の立案のほか、個別の問題解決に係る協議等を行い、その進捗を管理するとともに、グループ経営会議等に報告しております。

・リスク管理体制の整備の状況

内的リスク及び外的リスクの発生を未然に防止するために、関係規程の整備を行うとともに、リスクマネジメントに関する事項の情報の収集・分析・評価やモニタリングは、各部門長が行い、是正措置としてのリスク分析は、その発生部門及び品質保証部門や総務部門等の関連部署で行っております。

経営上の重要なリスクについてはコンプライアンス・リスクマネジメント委員会にて分析・協議を行っております。

また、会長直轄の内部監査室を設置し、経営組織の整備状況及び業務運営の効率性を分析・協議・報告することにより、経営管理に寄与しております。

役職員の法令違反行為に関する相談及び通報を適切に処理する仕組みとして、コンプライアンス相談制度を設けております。

・内部監査及び監査役監査

内部監査は、業務執行部門とは独立し会長が直接管轄する内部監査室が実施しております。内部監査室は2名で構成され、内部監査規程、内部監査基本計画及び内部統制システムに係る実施基準に基づき、各部門や関係会社の業務活動の有効性や効率性、諸規程の適正性や妥当性を評価し、会長への報告及び改善の提言を行っております。監査結果は、監査終了後その都度会長及び取締役へ報告するとともに、監査役に報告しております。

監査役監査は、監査方針・監査実施計画に基づき、取締役の職務の執行状況・財産の管理状況・計算書類等及び「内部統制システムに係わる監査の実施基準(チェックリスト)」による内部統制システムの監査を実施しております。

監査における相互連携については、監査役は、監査法人と定期的な意見交換を行い、また、内部監査室と連携を図っております。

・会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人より監査を受けており、指定有限責任社員・業務執行社員である公認会計士下田琢磨氏及び葛貫誠司氏が業務を執行し、公認会計士4名、その他10名が業務の補助を行っております。当社と同監査人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

・責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結しています。なお、当該責任限度が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であります。監査役3名のうち2名が社外監査役であり、豊富な知識と経験のもと経営全般について発言を行っております。常勤監査役は、社内業務に精通しており社外監査役との連携により取締役の意思決定及び業務執行の監査並びに当社業務及び子会社業務の監査を行っております。

また、内部監査室を設置し、遵法のみならず業務活動の有効性や効率性、諸規程の適正性や妥当性について監査を実施しております。

また、当社は、社外取締役2名を選任し、業務の執行に対する監督機能の強化を図っているほか、社外取締役は、取締役会において監査役会より、監査役監査、会計監査及び内部監査の内容や結果等について報告を受けるとともに、コーポレートガバナンス委員会の構成員として、内部統制、ガバナンス体制に関する協議を行い、必要に応じ取締役会への助言、提言を行っております。

当社は、社外取締役2人体制、執行役員制度、報酬委員会、コーポレートガバナンス委員会等を通じ、経営と執行の分離、意思決定の迅速化、経営の透明性、公正性の一層の向上を図っております。

これらの取り組みにより、経営の監督監視について十分に機能する体制が整っており、当社のコーポレートガバナンスは、十分機能しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	一般的に株主総会が集中するとと思われる日程は避けるようにしています。
その他	株主総会招集通知を当社ウェブサイト上に掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、第2四半期決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページのIR情報にIR資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室、総務部総務課が共同し、IRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章(倫理綱領)」「倫理基準」において各ステークホルダーとの関係について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「企業行動憲章(倫理綱領)」「倫理基準」「環境保全に関する基準(環境方針)」を制定し、環境保全活動、CSR活動に取り組んでおります。また、ISO14001の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページを活用したステークホルダーに対する情報発信の取り組みを行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況】

内部統制システムの整備については、2006年5月12日開催の取締役会において内部統制システムに関する基本方針を決議し、その後取締役会で適宜、見直しを行っています。(最終改正決議日 2016年8月10日)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決議するとともに、定期的に整備・運用状況の報告を受ける。
- (2) 社外取締役を選任することにより、取締役会の業務の執行の決定及び取締役の職務の執行に対する監督機能の強化を図る。
- (3) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を監視及び検証する。
- (4) 取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「企業行動憲章」「倫理基準」「行動指針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに取締役及び監査役に報告する体制を整備する。
- (5) コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、「倫理基準」や「コンプライアンス・マニュアル」の遵守状況を把握するとともに指導・教育等を行う。コンプライアンスに関する違反等の事態が発生した場合には、その内容、対処及び再発防止策を取締役及び監査役に報告する。
- (6) 内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
- (7) 職員の法令違反行為に関する相談及び通報を適正に処理する仕組みとしてコンプライアンス相談制度を設け、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス相談制度運営要領」に基づき運用を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録その他法定の作成資料及び取締役の職務の執行に係る情報や文書は、「規程等管理規程」「文書管理規程」「ITマニュアル」等に基づき、適正に内容を記録し、保存媒体に応じて適切に保存及び管理し、社外からの不正アクセスに備えるとともに、それらを閲覧することができる体制を整備する。
- (2) 会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、開示すべき情報が法令等に従い、適時に正確かつ十分に開示される体制を整備する。
- (3) 個人情報・営業秘密ほか法令上一定の管理が求められる情報については、関連する規程を整備し、管理方法の周知徹底を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制として「リスク管理規程」を制定し、事業内容ごとに会社経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクの発生可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、経営環境変化等を踏まえた評価を行い、適時かつ適切な対策を実施する。
- (2) リスク管理の実効性を確保するため、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、事業活動に係る潜在リスクの把握と予防策、リスクの対処方針、経営リスクに関する対応策等の協議を行う。
- (3) 緊急時には「リスク管理規程」「経営リスク管理要領」「事業継続計画」等に基づき、緊急対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会における審議の活性化を図るために資料の事前配布、年間の開催スケジュールの決定、審議項目数や開催頻度の設定を行うとともに審議時間の確保に努める。
- (2) 年度計画及び中期経営計画に基づいた各部門の目標に対し、それらの進捗管理状況及び達成状況を取締役会及びグループ経営会議に定期的に報告する。
- (3) 適正かつ効率的な職務執行を行うために「職務権限規程」「稟議規程」等を制定し、職務執行に関する責任と権限を明確にする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社管理規程」を定め、子会社管理担当取締役に於いて、子会社から子会社の財務情報その他の重要な情報の報告を受ける。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会運営要領」に基づき、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において子会社の事業に係るリスクの把握と管理を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、子会社管理担当取締役に置き、重要事項の事前協議や定期的に資料の提出を求めると必要な管理を行う。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」「倫理基準」「行動指針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守体制を整備する。
また、海外子会社においては、当該国の法令・慣習等の違いを勘案し、適切な方法により体制の整備に努める。
当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理と子会社が認めた場合、また子会社の使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに当社取締役及び当社監査役に報告される体制を整備する。
- (5) 内部監査室は、業務の適正の確保につき、子会社の内部統制システムの整備状況の監査を実施する。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室に要請することができるほか、監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する専任の使用人を配置する。
- (2) 内部監査室は監査役の要請があるときは取締役等の指揮命令を受けない。また監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動及び評価等については、監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為を発見した場合は、その事実に関する事項について、適時、適切な方法により監査役に報告を行う。なお、監査役から会社情報の提供を求められたときには、遅延なく情報の提供を行う。
- (2) 当社の内部監査室及び子会社の内部監査担当は、内部監査の結果を監査役に報告する。

8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の整備を行う。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理をする。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が代表取締役社長並びに会計監査人と定期的な意見交換を行い、また内部監査室と連携を図り監査役職務の執行が実効的に行われる体制を整備する。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともに、その運用状況を定期的に評価し、維持及び改善にあたる。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
反社会的勢力とみなされる個人及び団体とは、いかなる場合においても経済的な利益供与を行わないこと並びに社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組むことを定め、運用のための社内体制を整備する。

【内部統制システムの運用状況の概況】(2020年3月31日現在)

・内部統制全般

業務執行部門から独立した内部監査室が内部監査規程、内部監査基本計画に基づき遵法のみならず業務活動の有効性や効率性、諸規定の有効性や妥当性について監査を実施しました。

また、社外役員2名を選任し業務執行に関する社内強化を図るとともに、コーポレートガバナンス委員会ではコーポレートガバナンスに関する重要事項等について協議を行い必要に応じ取締役会に助言、提言を行いました。

常勤監査役1名、社外監査役2名で構成される監査役会及び各監査役は、経営全般に対し必要に応じ意見を述べました。

・効率的職務執行

職務の執行が効率的に行われることを確保するため、2018年度より執行役員制度の導入を行いました。業務執行の責任と権限を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに計画実行の確実性とスピードを高めております。

定例及び臨時開催分を合わせ、取締役会(2019年度:14回開催)及び執行役員会(2019年度:13回開催)を開催しました。

・コンプライアンス

ハラスメント防止の強化を図るため、従前の「リスク管理規程」内の規定から独立させるとともに拡充を行い、新たに「ハラスメント防止規程」を制定しました。また、働き方改革法案施行に伴い「社員就業規則」のほか、就業、給与、休暇等に関する各種規程の改訂を行うとともに、就業時間の管理、有給休暇の取得推進等を行いました。

また、これらの規定内容及び関連法規の浸透を図るため、教育研修を実施しました。

その他コンプライアンスに関する取り組みとして、「コンプライアンスと顧客信頼第一の日」(9月19日、3月19日)においてコンプライアンス意識の向上を目的とした教育研修、チェックリストによる評価を行った他、インサイダー取引防止、当社業務に関わる下請法や独占禁止法などをテーマとした教育研修を実施しました。

・リスクマネジメント及び情報セキュリティ

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会(2019年度:12回開催)において、当社グループの事業活動に係る潜在リスクの把握と予防策の立案を行いました。

また、情報管理 安全衛生 労働時間管理 人材育成の基本テーマを中心に個別課題について、リスクマネジメントの定着及び課題解決を行いました。

情報セキュリティ強化のため、情報システムインフラの整備・メンテナンスを実施するとともに、SNSの利用上の注意点や営業秘密管理等の情報管理に関する研修を実施し徹底を図りました。

・グループ内部統制

コーポレートガバナンス委員会(2019年度:9回開催)では、グループの持続的成長、新たな価値創造、長期的な企業価値の最大化を図るため、グループ内部統制、グループガバナンス体制に関する協議を行い、必要に応じて取締役会へ提言しました。

また、当社取締役のうち2名が各子会社の取締役を兼職し、子会社の決議に参加する他、子会社の経営等に係る重要事項については、親会社である当社の取締役会における承認を必要とする体制をとり、これを実施しました。

内部監査室は、内部監査基本計画に基づき監査役と連携し、グループ各社を対象に内部監査を実施しました。

・財務報告に係る内部統制

内部統制担当部署及び内部監査室において、全社的な内部統制の検証、業務プロセスや決算・財務報告プロセスの運用テスト等の実施により金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。

・反社会的勢力の排除

当社及び国内子会社において、反社会的勢力排除条項を含んだ契約書の締結をすすめ、また、新規取引を始めるに当たって、反社会的勢力該当調査を実施し、反社会的勢力の排除に努めました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

社会の秩序や安全に脅威を 与える反社会的勢力に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組んでおります。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

1. 「反社会的勢力対策要領」の中に、反社会的勢力に対しては、断固たる態度で臨み一切の関係を排除し、警察等と連携して反社会的勢力排除に取り組むことを定めております。
2. (社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、同会主催の各種研修会等には関連部門の社員を積極的に参加させ対応

能力の向上に努めております。

3. 総務部を対応部署とし、不当要求防止責任者を明確にし、反社会的勢力に対して対応できる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 内部情報管理者と担当部署

適時開示の管理責任者として、内部情報管理者を置いております。

内部情報管理者は、担当部署である総務部、経理部、経営企画室と連携して情報開示事務局を設置し、適時開示体制を構築しております。

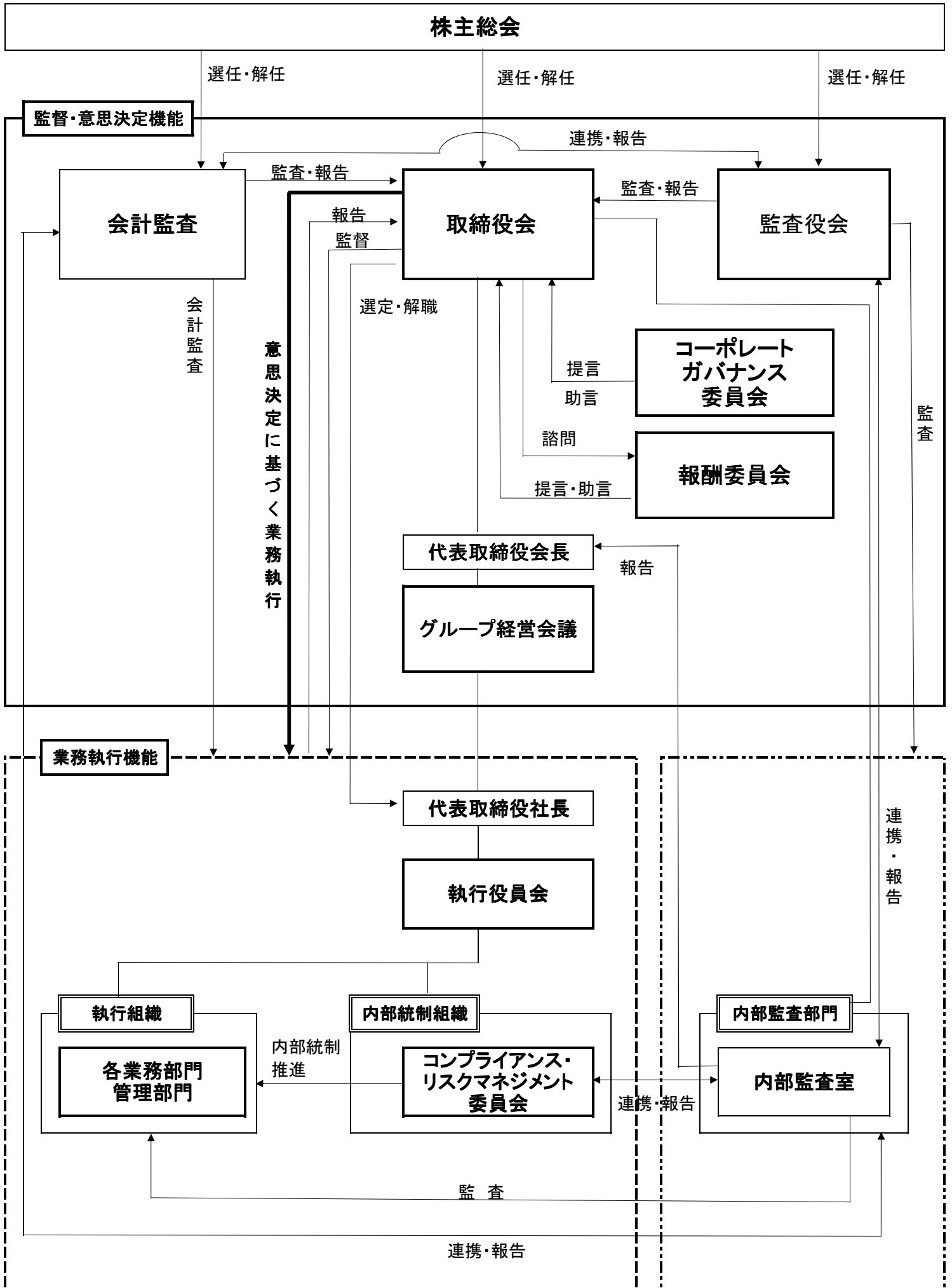
2. 会社情報の報告

当社及び当社の子会社において会社情報が生じたとき、その情報保有者は、直ちに所属部署の長を通じて内部情報管理者へその旨を報告します。

3. 情報の開示

情報開示事務局は、開示すべき内部情報の要否を審議、判断し、代表取締役または取締役会に付議し、その承認決議後、内部情報管理者の指示に基づき、速やかに開示します。

企業統治の体制図



＜企業情報の適時開示に係る社内体制及び業務フロー＞

← 情報の流れ

